

平成23年6月14日

KDD I 株式会社所属特定無線局の包括免許について  
(平成23年6月14日 諮問第15号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省電波部移動通信課

(村田課長補佐、梅城係長)

電話：03-5253-5893



KDDI株式会社所属  
特定無線局の包括免許について

## 1 包括免許申請の概要

申請者	KDDI株式会社						
特定無線局の種別	陸上移動局						
目的	電気通信業務用						
開設を必要とする理由	同社が、3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局開設計画に基づき、既存のシステムを効率的に利用しながら大容量通信を可能とする3.9世代移動通信システム(LTE)を導入するにあたり、平成23年7月から1.5GHz帯LTE基地局の商用環境におけるシステム動作検証等を行うため、LTE方式(1.5GHz帯)及び既存のCDMA2000方式の両方式に対応した包括免許の陸上移動局の開設を必要とするもの。						
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局						
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<table border="0"> <tr> <td>1M48 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 825.90MHzから829.08MHzまでの 30kHz間隔の周波数107波</td> <td style="text-align: right;">316mW</td> </tr> <tr> <td>1926.25MHzから1938.75MHzまでの 50kHz間隔の周波数251波</td> <td style="text-align: right;">224mW</td> </tr> <tr> <td>10M0 D1A, D1B, D1C, D1D, D1F, D1X, D7W G1A, G1B, G1C, G1D, G1F, G1X, G7W 1442.9MHz</td> <td style="text-align: right;">199mW</td> </tr> </table>	1M48 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 825.90MHzから829.08MHzまでの 30kHz間隔の周波数107波	316mW	1926.25MHzから1938.75MHzまでの 50kHz間隔の周波数251波	224mW	10M0 D1A, D1B, D1C, D1D, D1F, D1X, D7W G1A, G1B, G1C, G1D, G1F, G1X, G7W 1442.9MHz	199mW
1M48 G1A, G1B, G1C, G1D, G1E, G1F, G1X, G7W 825.90MHzから829.08MHzまでの 30kHz間隔の周波数107波	316mW						
1926.25MHzから1938.75MHzまでの 50kHz間隔の周波数251波	224mW						
10M0 D1A, D1B, D1C, D1D, D1F, D1X, D7W G1A, G1B, G1C, G1D, G1F, G1X, G7W 1442.9MHz	199mW						
無線設備の規格	CDMA1：設備規則第49条の6の3に規定する陸上移動局の無線設備 CDMA2：設備規則第49条の6の4に規定する陸上移動局の無線設備 CDMA3：設備規則第49条の6の5に規定する陸上移動局の無線設備 SFDMA1：設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局の無線設備						
最大運用数	関東総合通信局：6,500局						
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日						

## 2 審査結果の概要

審査の結果、次表のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、同法第27条の5第1項の規定に基づき、包括免許を与えることとしたい。

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、申請者に既に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局を開設することによって、より高速なデータ伝送役務を提供しようとするものであることから、利用者の需要に適合しているものと認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別表のとおり、開設無線局数が申請のあった最大運用数に達する場合であっても、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数から、申請者が現に包括免許を受けている陸上移動局の5年後の運用見込数を差し引いた値を下回るため、最繁時に通信が可能であると認められることから、当該最大運用数による電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に相当数の携帯電話用基地局を開設し、全国規模の電気通信事業を実施しており、今後も実施していく見込みであることから、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局は、申請者に既に割り当てられている800MHz帯、1.5GHz帯及び2GHz帯において、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、当該目的に照らせば、本件特定無線局の開設は既存の通信方式に加え、新しい通信方式を用いることにより周波数利用効率の向上及びデータ伝送の高速化を実現させるものであることから、他の電気通信手段と比較して能率的かつ経済的であると認められる。
それらの局が法第27条の12第1項に規定する特定基地局であるときは、当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	—	本件特定無線局は、法第27条の12第1項に規定する特定基地局ではない。

その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること（特定無線局の開設の根本的基準第2条第5号）	適	本件特定無線局は、周波数の逼迫を緩和し、より高速なデータ伝送役務を提供することを目的とするものであり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。
---	---	--

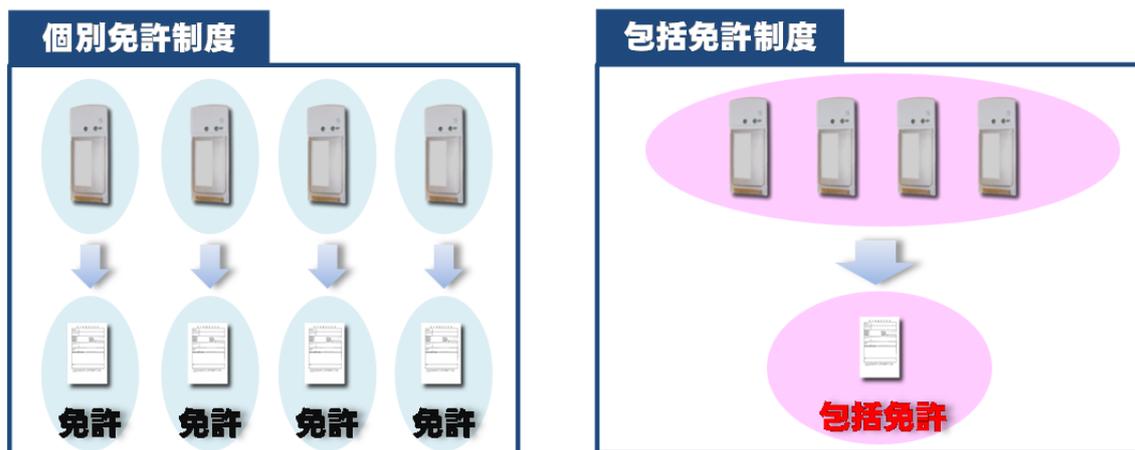
(別表)

管轄区域	収容可能無線局数 ①	申請者が現に包括免許を受けている 陸上移動局の最大運用数 ②	申請のあった 最大運用数 ③
関東総合通信局	134,916,968	31,067,400	6,500

判定基準：①>②+③であること。

## 包括免許制度とは

携帯電話端末・携帯電話等小規模基地局の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの包括免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度（電波法第27条の2等）



## 携帯電話の主要な規格

無線設備規則	通信方式名	システム通称
第49条の6の3	符号分割多元接続方式 携帯無線通信	CDMA One CDMA2000-1X (800MHz)
第49条の6の4	符号分割多元接続方式 携帯無線通信	W-CDMA CDMA2000-1X (2GHz)
第49条の6の5	時分割・符号分割多重方式 携帯無線通信	HSDPA EV-DO
第49条の6の9	シングルキャリア周波数分割 多元接続方式携帯無線通信	LTE

平成 23 年 6 月 14 日

日本放送協会放送受信料免除基準及び日本放送協会放送受信規約  
の変更の認可について  
(平成 23 年 6 月 14 日 諮問第 16 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、能登部係長)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会放送受信料免除基準及び日本放送協会放送受信規約 の変更の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信料免除基準（以下「免除基準」という。）及び日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。

#### （1）変更しようとする免除基準及び受信規約

- ・ 免除基準の変更について 別紙1のとおり
- ・ 受信規約の変更について 別紙2のとおり

#### （2）変更しようとする理由及び概要

##### ① 放送受信料免除に係る確認調査の実施

免除制度をより一層適正に運用するため、協会において定期的に免除事由の存続について調査等するとともに、調査等によりその存続が確認できない場合、放送受信料を免除しないものとする。〔受信規約の改正〕

確認調査の実施は、免除の事由に経済状況に係る要件があるものについては1年ごと、それ以外のものについては2年ごととする。〔免除基準の改正〕

##### ② アナログ放送の終了に伴う受信契約に係る手続等の整備

アナログ放送の終了に伴う契約の終了等に関する手続を円滑かつ確実に実施するため、アナログ放送の終了により協会のテレビジョン放送を受信することができなくなった場合、必要事項を1年以内に届け出て、届出の内容が事実であることが確認できた場合、アナログ放送の終了の日に契約が終了したものとする（ただし、虚偽の届出であったことが判明した場合は遡って終了しないものとする）等の規定の整備を行う。〔受信規約の改正〕

#### （3）免除基準及び受信規約の変更が事業収支に及ぼす影響

今回の放送受信料免除における確認調査の実施に係る免除基準及び受信規約の変更による平成23年度における増収額、支出額の見込みは、次のとおり。

増収額 1.0億円 支出額 0.2億円

#### (4) 施行予定期日

平成23年7月1日から施行する。

ただし、「東北地方太平洋沖地震」及び「長野県北部の地震」に係る災害救助法が適用された区域内（東京都を除く。）において免除を受けている者については、平成24年6月30日までの1年間、確認手続をとらないこととする。

## 2 検討結果

協会から申請のあった免除基準及び受信規約の変更については、その内容について検討したところ、次のとおりであることから、本件申請を認可することは適当であると認められる。

### ① 放送受信料免除に係る確認調査の実施について

本件改正により、免除を受けている受信契約者が免除事由に該当しているか否かを協会において定期的に正確に把握して免除事由に該当しない者の免除を終了させることができ、免除制度の適正な運用及び受信料の公平な負担の徹底に資すると考えられることから、必要と認められる。

### ② アナログ放送の終了に伴う受信契約に係る手続等の整備について

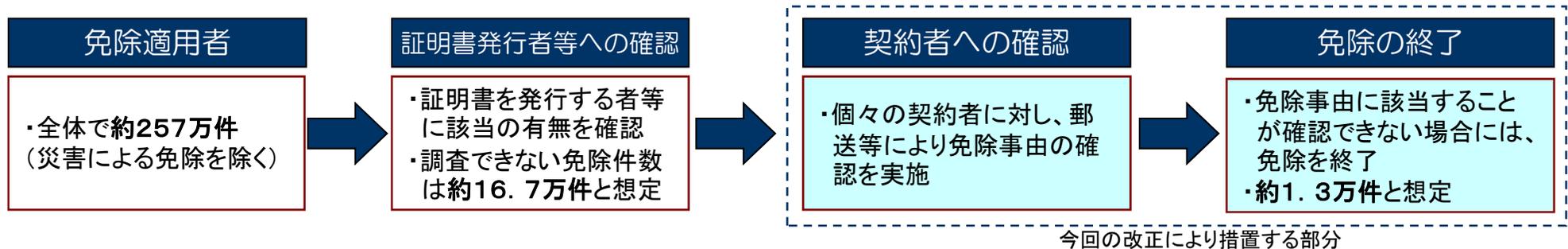
本件改正により、アナログ放送終了に際して事後に届出を行った場合における適正な契約終了手続等が可能となるとともに、手続に際し事実関係の確認を行うことで虚偽の届出による契約終了等を防止することができ、受信契約に係る手続の適正化及び受信料の公平負担の徹底に資すると考えられることから、必要と認められる。

# ① 放送受信料免除に係る確認調査の実施について

(参考資料)

- 現在、公的扶助の受給者や市町村民税非課税の障害者等に対して、申請により放送受信料の免除を実施しており、その後に免除事由が解消された場合は、受信者が届け出なければならないこととしているが、実際に免除解消の届出が行われなかったことも多く、受信料負担の不公平が生じている。
- NHKでは、免除事由が継続しているかどうかを確認するため、免除に係る証明書の発行者等への調査を実施しているが、全ての免除者について確認ができてはいない状況にある。
- そのため、定期的にNHKが確認調査を行い、免除事由が存続していることが確認できない場合は免除を終了することとするための受信規約等の規定の整備を行い、免除適用者をより正確に把握し、免除制度の適正な運用及び受信料の公平負担の徹底を図る。

3



**確認調査の間隔** ①公的扶助受給者・市町村民税非課税の障がい者等、経済状況を要件とする免除については、1年ごと  
②視聴覚障がい者・社会福祉施設・学校等、その他の免除については、2年ごと

**収入・支出への影響** この確認による免除の解消により、約1億円／年の受信料収入増が見込まれる。  
支出としては、個々の免除適用者に確認を行う場合の郵送費が約2千万円／年必要と見込む。

※経過措置として、「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」に係る災害救助法が適用された市町村においては、1年間は確認手続をとらないこととする。

## ② アナログ放送の終了に伴う受信契約に係る手続等の整備について

- NHKのアナログテレビジョン放送の終了に際し、アナログ受信機のみ設置している場合にはNHKの放送を受信できなくなるが、現行の受信規約では「受信機の廃止→解約の届出」という手続となっていることから、そのまま放送の視聴をやめる場合における手続を明確にしておくことが必要。
- 現行の受信規約は、放送の終了に伴う契約の終了を想定した規定となっておらず、テレビジョン放送を受信できない場合でも、アナログ放送終了後すぐに受信者が届け出なければ受信料の徴収が継続してしまうことから、1年以内に届け出れば、NHKにおいて実際に受信できない状況にあるかを確認した上で、遡及して契約を終了、返金を行うことができるようにする等の規定の整備を行う。

4

### 整備のポイント

契約の終了

アナログ放送の終了により、アナログ受信機のみを設置している契約者との契約は、契約の前提としている状況がなくなったため、終了することを規定

終了の届出

NHKのテレビジョン放送が受信できない事情等の必要事項を示して、1年以内に届け出ることが必要であることを規定。内容が確認できた場合は、終了を遡及適用する。

※1) 地上デジタル+衛星アナログで受信している場合は、地上契約へ変更するための「契約種別変更」の届出を行う。

※2) 事後に虚偽の届出であったことが判明した場合には、遡って契約が継続しているものとして取り扱う。

「日本放送協会放送受信料免除基準」の変更内容

(\_\_\_\_部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>日本放送協会放送受信規約における放送受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>1 全額免除 （1）～（7） 略</p> <p>2 半額免除 （1）～（3） 略</p> <p><u>3 免除事由の調査</u> <u>日本放送協会放送受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項（3）および（4）による免除については1年ごと、基準第1項（1）、（2）および（5）ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。</u></p> <p>付則 （施行期日） 1 この基準は、<u>平成23年7月1日</u>から施行する。 2・3 略</p>	<p>日本放送協会放送受信規約第10条第1項に定める放送受信料免除の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 全額免除 （1）～（7） 略</p> <p>2 半額免除 （1）～（3） 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>付則 （施行期日） 1 この基準は、<u>平成21年4月1日</u>から施行する。 2・3 略</p>

「日本放送協会放送受信規約」の変更内容

( 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p>	<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止することにより、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p>
<p>(放送受信契約の成立)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項の提出があった日(ただし、NHKにおいて提出された<u>放送受信契約書の記載事項に該当する事実を確認できたときに限る。</u>)とする。</p> <p>3 <u>NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項の放送受信契約書記載の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとする</u>ことができる。</p>	<p>(放送受信契約の成立)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日またはその廃止に伴う前条第2項の提出があった日とする。</p>
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から<u>第9条第2項の規定により解約となった月の前月</u>(受信機を設置した月に<u>解約となった放送受信契約者</u>については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から<u>その廃止の届け出のあった月の前月</u>(受信機を設置した月に<u>その廃止を届け出た放送受信契約者</u>については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(多数契約一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準(以下「<u>免除基準</u>」という。)の「<u>全額免除</u>」が適用される放送受信契約を</p>	<p>(多数契約一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準の「<u>全額免除</u>」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放</p>

<p>除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。(ただし書き略)</p> <p>(表略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。(ただし書き略)</p> <p>(表略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(団体一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、<u>免除基準</u>の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。(ただし書き略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(団体一括支払に関する特例)</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、<u>別に定める放送受信料免除の基準</u>の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。(ただし書き略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(事業所契約に関する特例)</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が<u>免除基準</u>の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。(以下略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(事業所契約に関する特例)</p> <p>第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が<u>別に定める放送受信料免除の基準</u>の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。(以下略)</p> <p>2～5 (略)</p>

<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、<u>次の事項を放送局に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 放送受信契約者の氏名および住所</u></p> <p><u>(2) 放送受信契約を要しないこととなる受信機の数</u></p> <p><u>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</u></p> <p><u>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</u></p> <p>2 <u>NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日</u><u>に解約されたものとする</u>ことがある。</p> <p>3 <u>NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとする</u>ことができる。</p>	<p>(放送受信契約の解約)</p> <p>第9条 放送受信契約者が受信機を廃止することにより、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、<u>その旨を放送局に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>放送受信契約の解約の日は、前項の届け出があった日とする。ただし、非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日とする</u>ことがある。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(放送受信料の免除)</p> <p>第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、<u>免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。</u></p> <p>5 <u>NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることがで</u></p>	<p>(放送受信料の免除)</p> <p>第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、<u>別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>きる。</p> <p><u>6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(放送受信者等の個人情報の取り扱い) 第13条の2 (略)</p> <p>2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、<u>免除基準</u>の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。</p>	<p>(放送受信者等の個人情報の取り扱い) 第13条の2 (略)</p> <p>2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、<u>放送受信料免除の基準</u>の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。</p>
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成23年7月1日より施行する。</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>(放送受信料の免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>9 平成24年6月30日までの間は、「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」にかかる災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された区域内(帰宅困難者への救助にかかる適用区域である東京都を除く。)において第10条第1項本文により放送受信料の免除を受けている者については、同条第4項から第6項までの規定は適用しない。</u></p> <p><u>(アナログ放送の終了に関する措置)</u></p> <p><u>10 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送(以下「アナログ放送」という。)の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日(以下「アナログ放送終了日」という。)から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</u></p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成22年12月1日より施行する。</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>(1) 放送受信契約者の氏名および住所</u>  <u>(2) 設置がないこととなった受信機の数</u>  <u>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</u>  <u>(4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</u></p>	(新設)
<p><u>1 1 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>1 2 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。</u></p>	(新設)
<p><u>1 3 付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>1 4 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(1) 放送受信契約者の氏名および住所</u>  <u>(2) 変更にかかる受信機の数</u>  <u>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</u>  <u>(4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</u></p>	(新設)
<p><u>1 5 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第1</u></p>	(新設)

4項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

平成 23 年 6 月 14 日

放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか 9 標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について

（平成 23 年 6 月 14 日 諮問第 17 号）

[放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(木村課長補佐、石黒係長)

電話：03-5253-5785

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

(前田課長補佐、川津原係長)

電話：03-5253-5810

総務省情報流通行政局放送政策課

(岡本課長補佐、中島主査)

電話：03-5253-5737

放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか 9 標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について

## 1 諮問の概要

放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）において、放送における安全・信頼性の確保に係る規定が新たに設けられた。これを受け、同規定に係る「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」が、情報通信審議会により平成 23 年 5 月に一部答申された。

本件諮問事項は、当該一部答申を受け、放送の業務に用いられる設備の損壊又は故障による放送中止事故の防止等のための、安全・信頼性に関する技術基準を整備するとともに、放送の品質に関する技術基準を整備するものである。

### （1）放送法施行規則の一部改正

地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性確保に関する技術基準として、安全・信頼性確保のための措置（予備機器、故障検出、応急復旧機材の配備、停電対策等）について、放送の種類による設備構成の差異を踏まえ、設備の損壊又は故障による受信者への影響の波及度合いを考慮して、対象を定める。

### （2）無線設備規則の一部改正

放送法施行規則において地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性確保に関する技術基準を設けることに伴い、中波放送及び短波放送を行う放送局の無線設備の予備電源装置に関する条件を削る。

また、BS アナログ・ハイビジョン放送（平成 19 年 9 月末に終了）に係る規定である高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に関する条件を削る。

### （3）高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式の廃止

BS アナログ・ハイビジョン放送（平成 19 年 9 月末に終了）に係る規定である高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する。

### （4）高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式の廃止

BS アナログ・ハイビジョン放送（平成 19 年 9 月末に終了）に係る規定である高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する。

(5) 中波放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、中波放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されている中波放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(6) 超短波放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、超短波放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた超短波放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(7) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(8) 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(9) 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(10) 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、超短波データ多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた超短波データ多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(11) 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第 111 条第 1 項及び第 121 条第 1 項に基づき、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(12) 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第111条第1項及び第121条第1項に基づき、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を移行する形で制定する。

(13) 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第111条第1項及び第121条第1項に基づき、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式について、現行電波法の下に規定されていた標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち、標準テレビジョン・データ多重放送の品質に関する技術基準を移行する形で制定する。

(14) 衛星一般放送に関する送信の標準方式を定める省令の制定

改正後の放送法第136条第1項に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式について、現行電気通信役務利用放送法施行規則のうち、衛星一般放送の品質に関する技術基準を移行する形で制定する。

(15) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の制定

改正後の放送法第136条第1項に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準について、現行有線テレビジョン放送法施行規則及び現行電気通信役務利用放送法施行規則のうち、有線一般放送の品質に関する技術基準を移行する形で制定する。

## 2 施行期日

放送法等の一部を改正する法律附則第1条に掲げる規定の施行の日（公布後9月以内）

放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか9標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について

平成23年6月

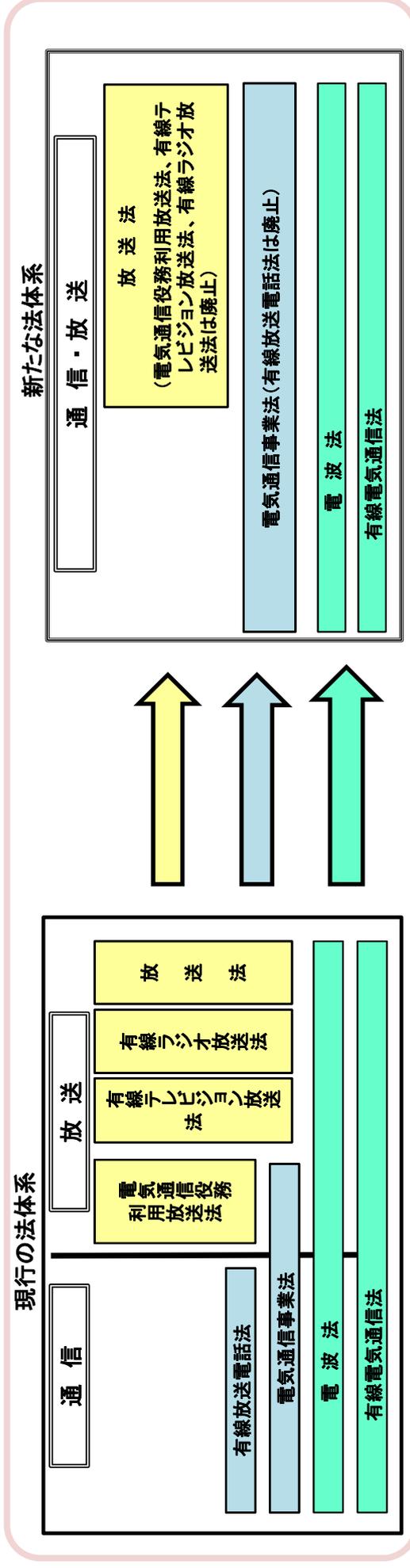
# 放送法等の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行う。

## 改正内容

1. 通信・放送法体系の見直し：放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



## 2. 主な改正事項

### (1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合・弾力化★
- ② マスメディア集中排除原則の基本的法定化★
- ③ **放送における安全・信頼性の確保★**
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等★
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

### (2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備★
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

### (3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

## 施行期日

公布の日(平成22年12月3日)から9月以内の政令で定める日 → 上記2. に★で示した事項:9月以内施行に係る電監審諮問事項。うち、赤字部分が今回の諮問事項。  
※放送番組の種別の公表(電監審非諮問事項)等については6月以内、携帯電話基地局の免許の包括化(電監審諮問事項)等については3月以内等とする。

# 放送における安全・信頼性の確保 全体概要

2

## 【新放送法の内容】

新放送法では、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届けるために極めて高い安全・信頼性が求められる放送について、その設備に対し以下の規定を整備。

● **放送の安全・信頼性及び品質の技術基準並びにそれに対する適合維持義務**（法第111条、第112条、第121条、第136条、第137条、第138条、第139条）

① **設備の損壊又は故障による放送中止事故等を防止するための安全・信頼性の確保**

② **放送の適正な品質の確保（電波法の下に規定されている標準方式等、現行と同じもの）**

（注）高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式については廃止。

● **重大事故が発生した場合における報告**（法第113条、第122条、第137条）

● **設備状況に関する報告**（第115条、第124条、第139条）

これらの規律の対象設備について、ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合は、「基幹放送局設備」（ハード）と「基幹放送設備」（ソフト）と定義し、さらに具体的な設備の分界点は省令委任。

## 【改正の内容（諮問事項）】

### 安全・信頼性の技術基準

予備機器の設置、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等の措置を、事故による受信者への影響度合いを考慮して定める。【今回の諮問事項】

→ 放送を行うための設備について、安全・信頼性確保のために必要な対策を確保し、事故の軽減につなげる。

### 基幹放送局設備の範囲

ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合のハード事業者側の設備（基幹放送局設備）の対象範囲を定める。【4月電波監理審議会で答申】

### 重大事故の報告

重大事故の基準を、広範囲の視聴者に影響が及び、かつ通常想定される復旧に要する時間を超える長時間なものを対象として定める。【4月電波監理審議会で答申】

→ 発生後遅滞なく事故を把握し、迅速な事故の復旧を促進する。

必要に応じて改善命令等の措置につなげる。

情報通信審議会において地上デジタルテレビ放送等の安全・信頼性に関する技術的条件の検討が行われ、平成23年5月に答申。これを受け、放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障による放送中止事故の防止等のための、安全・信頼性に関する技術基準を整備するもの。

## 【技術基準の基本的な考え方】

安全・信頼性の確保のための措置の各項目について、放送の種類※<sup>1</sup>による設備構成の差異を踏まえ、**故障等による受信者への影響の波及度合いを考慮して、措置の対象を定める。**

- 〔※<sup>1</sup> ・ 地上系の放送（地上デジタルテレビ放送、中波放送（AM放送）、短波放送、超短波放送（FM放送）、コミュニティ放送、マルチメディア放送）
- ・ 衛星系の放送（BS放送、東経110度CS放送、東経124/128度CS放送）
- ・ 有線テレビ放送

● **広範囲に放送の停止等の影響を及ぼす設備**※<sup>2</sup>については、放送の停止等を未然に防ぐ、又はそれから即座に復旧させるための措置（「予備機器等の確保」、「故障等を直ちに検出する機能」、「停電対策」等）の対象とする。

- 〔※<sup>2</sup> ・ 地上デジタルテレビ放送の番組送出設備、親局等の送信設備
- ・ 衛星放送の送信設備
- ・ 大規模な有線テレビ放送設備 等

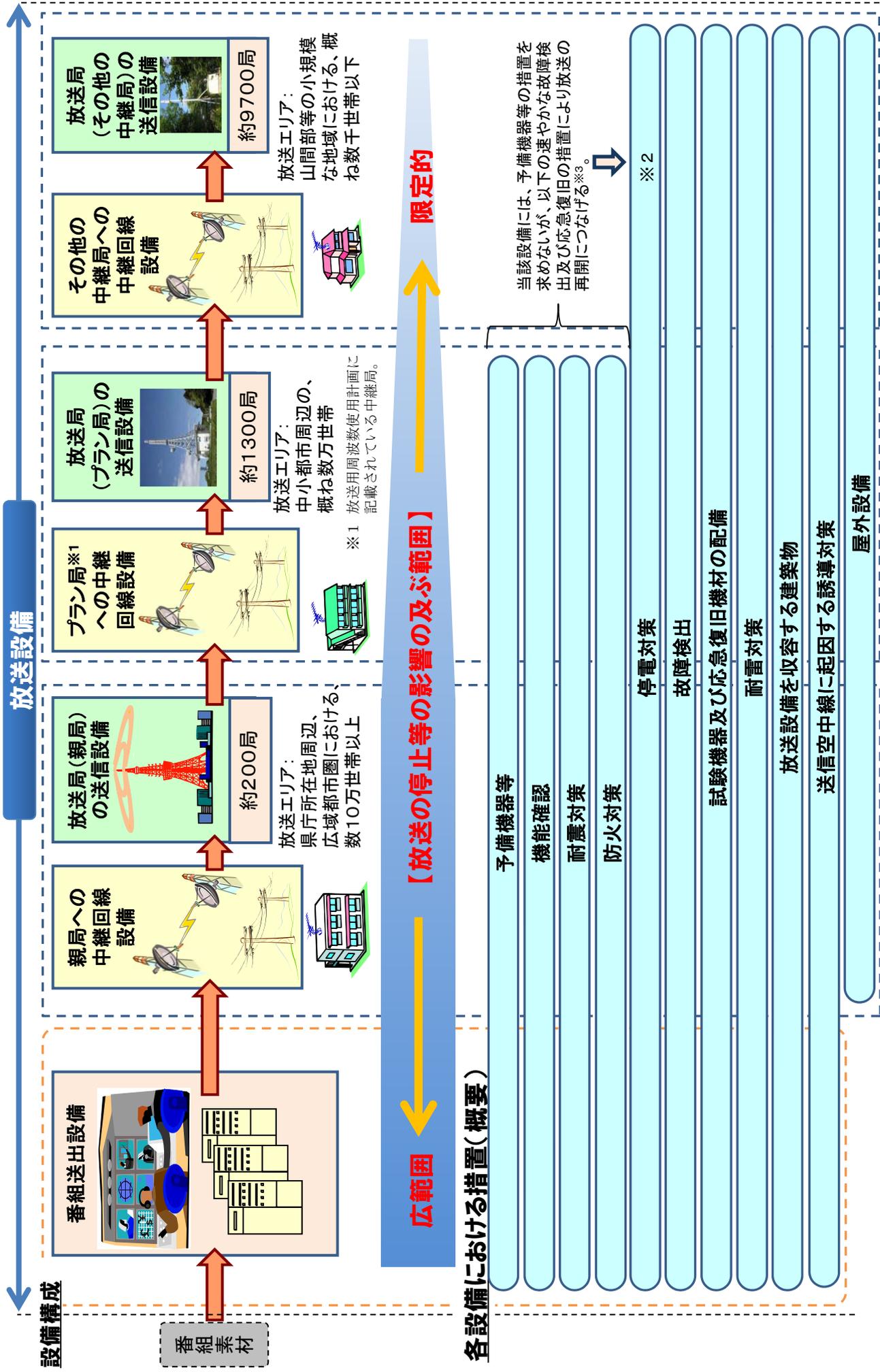
● 放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な設備※<sup>3</sup>については、経済合理性も勘案し、主に、事故の長時間化を防ぐための措置（「故障等の速やかな検出」、「応急復旧用機材の配備」等）の対象とする。

- 〔※<sup>3</sup> ・ 地上デジタルテレビ放送の小規模な中継局の送信設備
- ・ 小規模な有線テレビ放送設備 等

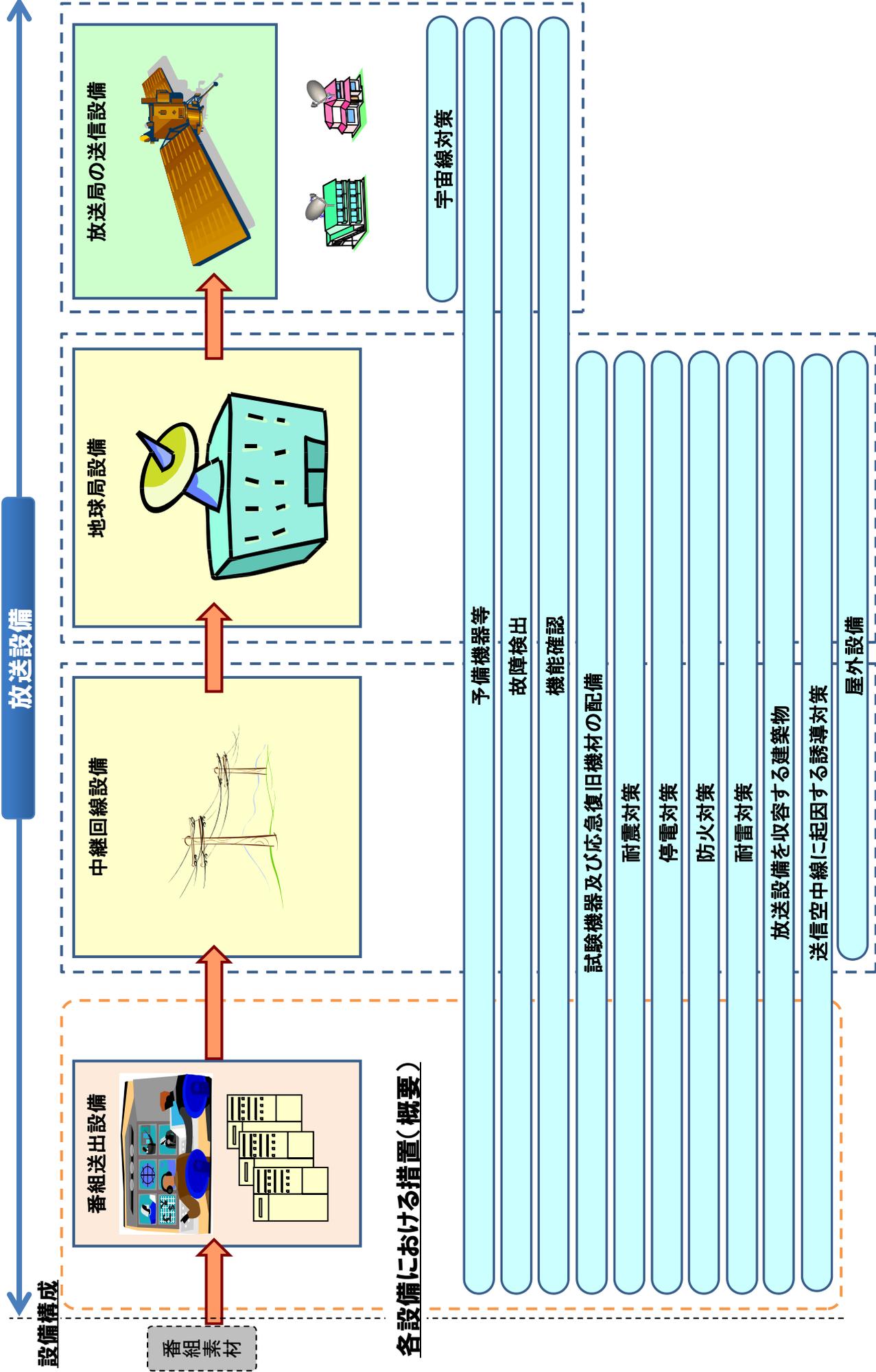


放送法施行規則を改正

# 地上デジタルテレビ放送の設備の分類と措置の概要



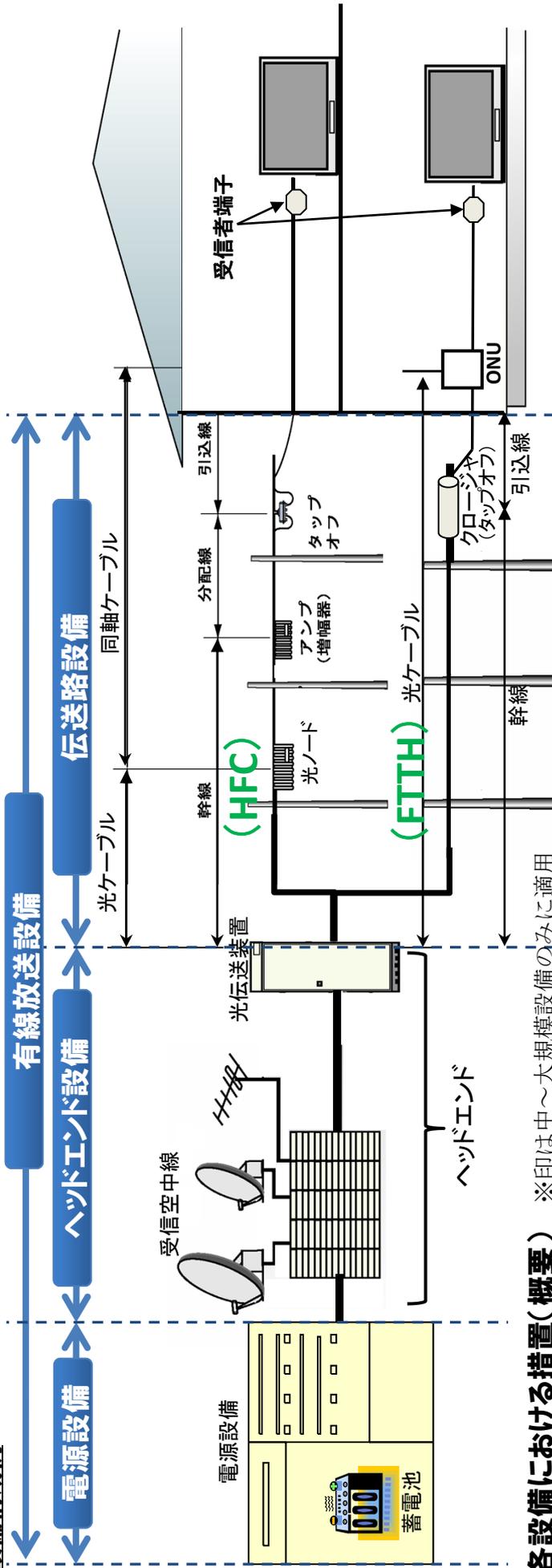
# 衛星放送の設備の分類と措置の概要



## 各設備における措置(概要)

# 有線放送の設備の分類と措置の概要

## 設備構成例



## 各設備における措置(概要)

※印は中～大規模設備のみに適用

予備機器等 ※
故障検出
試験機器及び応急復旧機材の配備 ※
耐震対策(大規模地震の考慮 ※)
停電対策 ※
防火対策
屋外設備
ヘッドエンド設備を収容する建築物(建築物の強度等 ※)
耐雷対策

【故障等による影響】

- 設備の規模
  - 中～大規模設備 (5,001端子以上)
  - 小規模設備 (501～5,000端子)



### 停電対策

大規模災害による広域・長時間の停電発生に備える観点から、

- ① 地上デジタル放送及び中波放送（AM放送）において、小規模な中継局にも停電対策を義務付け。
- ② 移動式の電源設備の事業者間共同配備を推奨。

### 放送中継回線網の構成を踏まえた対策

途中の中継回線網の故障に伴う下位の放送エリアへの影響を防止する観点から、重要な中継点の安全・信頼性のレベルを引き上げることが義務付け。

### 屋外設備

津波の影響を容易に受けない観点から、屋外設備の設置場所の選定条件を追加。

### 耐震対策

予備系を持たないアンテナの地震による脱落・損傷を防ぐ観点から、本震及びこれに続く余震においても支障がないよう取付け条件を追加。

# パブリックコメントの結果について

1. 意見募集期間 平成23年4月28日～平成23年5月27日  
 平成23年5月18日～平成23年6月 3日(追加パブリックコメント分)

## 2. 提出意見数

- ・地上テレビジョン放送関係事業者・団体 8者      ・有線放送関係事業者・団体 1者
- ・ラジオ放送関係事業者・団体 1者                  ・個人 3者
- ・マルチメディア放送関係事業者・団体 1者

合 計 14者

## 3. 電監審諮問事項に係る主な提出意見とそれに対する総務省の考え方(概要)

	主な提出意見(要約)	総務省の考え方(要約)
停電対策に関する事項【1者】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機の燃料の備蓄や補給手段の確保に関して「努めなければならぬ」とするべき。【個人】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧までに要する時間の想定は、各事業者の設備環境等によって異なること、その一方でできる限り長時間の想定を行うことが望ましいことから、「努めなければならない」としています。</li> </ul>
規定の適用の特例に関する事項【5者(賛成等4者)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準」の整備は有意義なもの。【民放連など4者】</li> <li>・制度の運用に当たっては、実効性のある範囲で柔軟に対応するよう要望。【民放連など3者】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>・制度の運用に当たっては、各申請者から提出される資料を基に判断することとなります。</li> </ul>
規定の適用除外期間に関する事項【4者(賛成等2者)】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチメディア放送に関する「小規模な放送局」の定義の法令における明確化及びび情通審答申の内容を正確に反映した必要な対策の規定について、速やかに制度整備を実施するよう要望。【ジャパンモバイルキャストینگ】</li> <li>・「経済合理性等を勘案しつつ、段階的に措置を講じることが適当」とした提言を具体化したものと理解しており、賛成。【民放連など2者】</li> <li>・経過措置の期間について「平成二十五年十月三十一日までの間」を「この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間」とするべき。【個人】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な放送局の送信設備については、その設備規模等の明確化がなされた場合に、規定適用の特例の要否を含め、必要に応じて制度整備を適宜実施して参ります。</li> <li>・本案に対する賛成意見として承ります。</li> <li>・当該規定は東日本大震災による放送設備の被害を踏まえ設けられたものですが、既存の小規模なその他の中継局に関する放送設備に対して仮に短期間での措置を求めた場合、自治体の負担で設置したのものについて措置の完了に長い期間がかかることや、放送事業者に過度の負担を求めることが要因で、措置が不可能となり、国民生活に必需な情報をあまねく届ける本来の放送の業務に支障が生じるおそれがあることを勘案し、このような期間としています。</li> </ul>